

令和5年度 第2回 磐田市立学校給食運営委員会 会議録

- 1 日 時 令和5年11月13日(月) 午後0時から午後1時30分まで
- 2 場 所 ながふじ学府小中一体校 ランチルーム
- 3 出席者 委 員：9名（3名欠席）
事務局：8名
- 4 傍聴者 なし
- 5 豊田北部小学校栄養教諭による献立説明
給食試食・見学 午後0時～午後0時45分
- 6 運営委員会会議概要 午後1時～午後1時30分

<事務局>

改めまして、今日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。先程は給食を試食していただきまして、子どもたちがどのようなものをふだん食べているのかを見ていただけたかと思えますし、配缶の様子ですとか食べている様子も見ていただきました。また、最後には調理場も見ていただきました。機会があれば、給食を作っている様子も見ていただきたいと思った次第でございます。

それでは、ただいまから令和5年度第2回学校給食運営委員会を開会いたします。はじめに、磐田市立学校給食条例施行規則第8条第2項におきまして、運営委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない規定されておりますが、本日は委員の皆様12名のうち9名の方々にご出席をさせていただいておりますので、この会議は成立していることを報告いたします。それでは、会長からのご挨拶をお願いいたします。

<会 長>

はい。皆さん、こんにちは。本日も本当にお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。今回は、現場に出て給食を食べていただくということで始まりました。私もこれで4回ぐらい給食をいただきました。幼稚園、ほかの学校、大原学校給食センターでいただき、たしか4回目になりますが、毎回おいしくいただきましてありがとうございます。今日も皆さんお忙しい中お越しいただいておりますので、なるべくスムーズに会を終わりたいと思います。ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

<事務局>

ありがとうございます。それでは、条例施行規則第8条第1項の規定によりまして、会長に議長を務めていただくことになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第2号 令和6年度磐田市立小学校・中学校の給食実施日数及び給食費について

<会 長>

それでは、次第に従いまして議事を進めていきます。次第の2（1）です。議案第2号「令和6年度磐田市立小学校・中学校の給食実施日数及び給食費について」事務局の説明を求めます。

<事務局>

それでは、議案第2号について説明をさせていただきます。はじめに、給食実施日数についてです。

1の「関係条例」にありますように「磐田市学校給食条例施行規則」第3条において、「磐田市教育委員会は、学校給食を、幼稚園にあつては年間150日以上を教育日の昼食時に、小学校及び中学校にあつては年間180日以上を授業日の昼食時に実施するものとする」と規定されており、これに基づき給食の実施日数を決めています。

小・中学校の給食実施日数につきましては、夏休み明け2学期が8月末から始業していることに伴い、平成30年度から、給食実施回数を、上限として、小学校は「年間183日」、中学校は「年間182日」としました。この日数は上限ですので、学校運営の状況に合わせて、年間180日以上から上限日数までを選択出来るものとしています。令和6年度も、今年度と同様の給食実施日数としていきたいと考えております。

なお、令和4年5月1日現在における、県教育委員会の調査による県内の公立小・中学校の給食の年間実施回数を記載してありますので、参考としていただきたいと思います。

続きまして、給食費について説明をさせていただきます。はじめに、1の「関係条例」についてですが、学校給食費につきましては、「磐田市学校給食条例」第5条において、「市長は、学校給食費の額について、教育委員会の意見を聴いて決定するものとする」と規定されており、また、給食費の納入については、第6条において「学校給食費の納入義務者は、保護者、教員その他給食を受ける者とする」とされています。

また、第7条においては「学校給食費の納入義務者は、市長の指定する期日までに学校給食費を納入しなければならない」と規定をされております。

小・中学校の給食費の額についてですが、令和6年度の欄をご覧くださいと、小学校で、米飯の炊飯形態が異なることにより、1食単価及び月額の違いが生じていますが、それぞれ今年度と同額としたいと考えています。

学校給食においては、主食の値上がりや野菜の高騰など食材料費を圧迫する状況もあり、物価の上昇率等も含んだ中で、令和5年度から給食費について改定をさせていただきましたが、今後も、栄養価を満たした給食を安定的に提供していくため、3年ごとを目途に改定について検討していきたいと考えています。

なお、給食費の月額は、1食単価に給食実施日数を掛け、それを実施月数である11ヶ月で割ったものを、10円単位に切り上げて算出しています。令和6年度につきましては、先程、給食実施日数のところで説明しましたとおり、小学校は183日、中学校182日で月額を算定しています。実施月数については、8月を含めると12ヶ月となりますが、8月の実施日数は少ないため、これまでどおり11ヶ月間で、月額を算定しております。

また、令和4年5月1日現在における、県教育委員会の調査による、県内の公立小・中学校の月額給食費の状況を記載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので打ち切ります。本件を承認する事にご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、議案第2号を承認する事に決定いたしました。

議案第3号 令和6年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費について

<会 長>

次に、次第の2(2)、議案第3号「令和6年度磐田市立幼稚園・認定こども園の給食実施日数及び給食費について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

議案第3号について説明させていただきます。令和6年度の磐田市立幼稚園、認定こども園の給食実施日数については、3歳児については165日、5歳児につきましては170日で実施したいと考えております。3歳児については、令和5年度から5日増えることとなります。これは、幼稚園においても保育ニーズが高まる中で、3歳児の預かり保育の開始時期を4月に前倒ししたことに合わせて、給食の提供回数を増やすことで保護者の負担軽減を図るものです。次に、給食費についてですが、給食実施日数が増えることにより、3歳児の給食費の総額が増えることとなりますが、徴収月数を10ヶ月から11ヶ月と1回増やした関係で月額が下がっています。積算については、令和5年度と同様の1食当たり200円で計算しています。表にあるとおり、3歳児は月額3,000円、4・5歳児は月額3,090円で、徴収月数は11ヶ月を予定しております。なお、米印の部分に、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前の子どもと記載してございますが、これは幼稚園卒の子どもを示したもので、認定こども園の保育園卒の子どもが含まれないこととなります。説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

ご質問等ないようですので打ち切ります。本件を承認する事にご異議ございませんか。

【異議なし】

報告第3号 令和5年4月から9月までの栄養摂取状況及び喫食状況について

<会 長>

ご異議もないようですので、議案第3号を承認する事に決定いたしました。

次に次第の2(3)、報告第3号「令和5年4月から9月までの栄養摂取状況及び喫食状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

<事務局>

幼稚園・小学校・中学校ごとの4～9月までの磐田市の学校給食の栄養摂取状況です。国で示している基準値及び市で実情に合わせた基準値（エネルギーは±5%・中学のカルシウムは下限-15%、鉄は下限-10%、食物繊維は下限-10%）を示してあります。中学校の食塩相当量が高いですが、他の栄養素については概ね基準値に近い状況となっています。ナトリウム（食塩相当量）は特にパンの日が多くなってしまいます。例えば食パンは1枚60gにつき、0.6gの塩分が含まれており、中学生ですと6枚切り2枚のため1.2g 一食の半分をパンでとり、残りを副菜で調整となります。家庭により味付けが様々で、塩味は主観によるものが大きいのですが、うす味でも食べられるようだしを利かせたり、カレーなどの香辛料を上手く使用しながら残さず食べてもらえるよう引き続き工夫をしていきたいと思っております。幼稚園、小学校は味覚形成の発達途中であり、中学校も含め、食習慣、食経験の違いにより給食の食べる状況が個々に違います。献立上では基準値を満たしていても子どもが食べないことで必要な栄養素がとれないということもあります。また、家庭では食べなくても給食では食べることが出来る場合もあります。秋になり、春に比べると心も体も成長し、食べる量も増えてくる時期です。体をつくる必要な栄養をとるために、年齢に応じた適量を食べることができるよう、引き続き、栄養士訪問や昼の放送での呼びかけ等を通して食育指導を充実させていきたいと思っております。

次に、各施設の10月に実施した献立です。資料にはながふじ学府共同調理場、単独調理場の磐田北小学校の献立と喫食状況を掲載しました。10月は年間計画の「秋を味わう、目を大切に作る」に基づき献立を作成しました。秋の旬である「さんま、りんご、きのこ、さつまいも、栗など」を使用した給食を提供し、秋を味わってもらいました。行事食では市内で10日頃に「目の愛護デー」として「ブルーベリージャム」を提供したり、27日頃に「十三夜（栗名月）」として「秋いっぱいごはんの具・いも栗ご飯」などに「栗」を入れて提供しました。年間をとおして実施している味めぐりでは長崎県の郷土料理（長崎ちゃんぽん、カステラ）を提供しました。

10月16日から10月20日の5日間の献立と残菜率、学校から給食室への意見、感想等の紹介になります。ながふじ学府では、17日トマト煮のきのこで秋を感じたり、18日長崎メニューを楽しんでもらい、ご当地メニューの食にも興味を持てるように指導に繋げていきたい、20日通常だと人気のない魚料理ですが、調理法によっては美味しく食べられた感想がありました。磐田北小では16日こんこんスナック、ごぼう、れんこん、さつまいもを揚げて塩を振った料理ですが、おやつ感覚で食感を楽しめた、20日アーモンド煮干しでよく噛んで食べることを覚える、ちゃんぽん麺のいろいろな具材に興味を持ったという感想がありました。給食では多種類の食材を使用し、食の知識や味覚の幅を広げることも目的としています。

また、市内では10月から幼稚園、小学校の米の量を5g増やして提供しています。ながふじ学府の幼稚園は残菜が多く感じますが、半年経ち体が成長したこともあり、3月までには適量を食べきれるように引き続き支援していきたいと考えています。中学校は増やしていませんが、中学3年は部活も終わり、食べる量が、少し減ったような状況です。

最後に、平成30年4月に策定した磐田市アレルギー対応手引きを見直し、令和5年7月に更新したことをご報告いたします。説明は以上です。

<会 長>

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等ありましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。
ご質問等ないようですので打ち切ります。本件を了承する事にご異議ございませんか。

【異議なし】

<会 長>

ご異議もないようですので、報告第3号を了承する事に決定いたしました。

※審議の結果、議案第2号、議案第3号、報告第2号は了承された。

以上、議題終了。

議事終了後、各委員から物資委員会及び給食試食に関する意見感想をいただいた。

その他

調理場の民間委託、給食費の公費負担、第3回の運営委員会の開催予定について事務局より説明。

※以上をもって委員会は終了。